
プロジェクト **金利指標改革に起因する会計上の論点**

項目 **第 430 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 430 回企業会計基準委員会（2020 年 4 月 17 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

金利指標改革に関連するヘッジ会計の取扱い

範囲

（第 430 回企業会計基準委員会）

2. 本実務対応報告の結論の背景における、「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」に該当する契約条件の変更又は契約の切替の例示について、総合的に判断するという趣旨が明確になるよう記載を検討頂きたい。また、例示の記載に重複等も見られるため、記載を整理して頂きたい。

金利指標置換後の論点

（第 430 回企業会計基準委員会）

3. LIBOR の公表停止後、企業は新規の取引において、一度、暫定的に TIBOR を参照する金融商品を契約し、その後、ターム物リスク・フリー・レートに移行する可能性がある。このようなケースを本実務対応報告の適用対象外とすることは、金利指標置換後に特例的な取扱いを設けた趣旨と整合的ではないと考えられるため、適用範囲について検討頂きたい。

企業に適用の選択を認めるか否か

（第 430 回企業会計基準委員会）

4. 特例的な取扱いは任意に適用又は適用の中止を行うことができると提案されているが、会計方針の変更における取扱いとの関係を整理する必要はないか。
5. 企業が任意に適用を選択できるという点についての懸念に対する検討を結論の背景に追加した方がよいのではないか。

開示

(第 430 回企業会計基準委員会)

6. 本実務対応報告を適用する方が有用な財務情報を提供するという考え方から、当初は強制適用が提案されていたことを踏まえると、本実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容及び当該ヘッジ関係に本実務対応報告を適用した理由の注記に関して、本実務対応報告を適用していないヘッジ関係について開示する方が整合的ではないか。
7. 金利指標改革に関連するリスク・エクスポージャー及びリスク管理の情報並びに本実務対応報告を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の程度は、財務諸表利用者にとって重要な情報であると考えられる。本実務対応報告の注記でこれらの情報を求めない場合であっても、非財務情報として財務諸表以外の場所において開示することが期待される旨の記載等何等かの対応を図ることはできないか。
8. 開示に関しては、特例的な取扱いを設ける趣旨を踏まえ、財務諸表作成者のコストと財務諸表利用者の有用性のバランスをとって頂きたい。

その他

(第 430 回企業会計基準委員会)

9. 本実務対応報告の表題について、内容が分かりやすくなるように、LIBOR という名称を明示してはどうか。
10. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、関係者の意見を十分に取組んでいくために、基準開発プロセスを丁寧に進めて頂けるよう配慮頂きたい。

以 上